

[事案 23-187] 年金支払請求

・平成 24 年 6 月 27 日 裁定打切り

<事案の概要>

財形年金保険の実際の受取額が、契約時に提示された年金額を下回っていたことから、契約時に提示された年金額の支払を求めて、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 4 月に、数ある金融機関の財形年金保険の中から、当該保険会社の提示した年金額により契約したが、経済情勢の悪化を理由に、契約時に提示を受けた年金額の 3 分の 1 の年金額の通知が来た。契約時にはパンフレットは受取ったものの、約款は受け取っておらず説明も受けていない。予定利率の引き下げについての合理性の審査が不明確であり、年金運用のプロである機関投資家は、その結果については責任を負わなければならないと考えることから、契約時に提示された年金額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立契約の予定利率の変更は、約款において、「財形法の改正その他の事情の変更により特に必要がある場合」に大蔵大臣（現金融庁長官）の認可を得たうえで行われる旨規定されている。本件に関しても、大蔵大臣（現金融庁長官）の認可の段階で予定利率変更の合理性について審査されており、過去の予定利率の変更は、保険会社が恣意的に行ったものではない。また、約款については、第 1 回保険料入金後に送付しており、申立人の請求には応じられない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書面等の内容に基づき審理したが、以下の理由により、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 3 号により、その理由を付して裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 本件保険約款では、「当社は、財形法の改正その他の事情の変更により特に必要があると認めた場合には、大蔵大臣の認可を得て、この普通保険約款の規定または保険料、積立金額等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあります。」と規定し、保険会社に予定利率等の変更権を認める規定がある。
- (2) また、予定利率の変更を含め保険契約内容の変更は保険業法第 123 条 1 項により内閣総理大臣（旧法下では大蔵大臣）の認可を得なければならないことになっていることから、保険会社の一方的、恣意的判断はできず、契約者の利益を担保する制度となっている。
- (3) よって、事情変更による契約内容の変更（予定利率の変更等を含む）の制度は、財形年金保険制度を維持する合理的必要性があることから、本件約款自体は有効である。（但し、規定の仕方がやや包括的なきらいがあるため、より具体的規定に変更することが望まれるが、それ自体では規定そのものを無効とするまでではない。）
- (4) しかし、事情変更による契約内容の変更が一般的に認められるとしても、個々の変更が直ちに有効となるものではなく、前記のとおり、一方的に契約内容を変更する権限を与

える規定を約款という形で認める以上、個別的な変更についても合理的な理由の存在が必要とするというべきである。

- (5) しかしながら、本件を判断するには、景気の推移の状況、金利の動向、本件予定利率の計算の合理性その他広範な事実の証明と、係数算定の専門家による鑑定、等の審理が必要であるが、当審査会は裁判外紛争処理機関であり、かかる調査の権限も、鑑定の手続きも、証人尋問の手続きもないことから、本件の事実認定、判断をすることは困難であり、また、予定利率の変更の相当性という本件のみではなく、他の契約者に多大な影響を与える問題については、個別紛争の解決を目的とする当審査会の判断にはなじまないものであり、裁判手続きにより解決することが相当と思料する。